

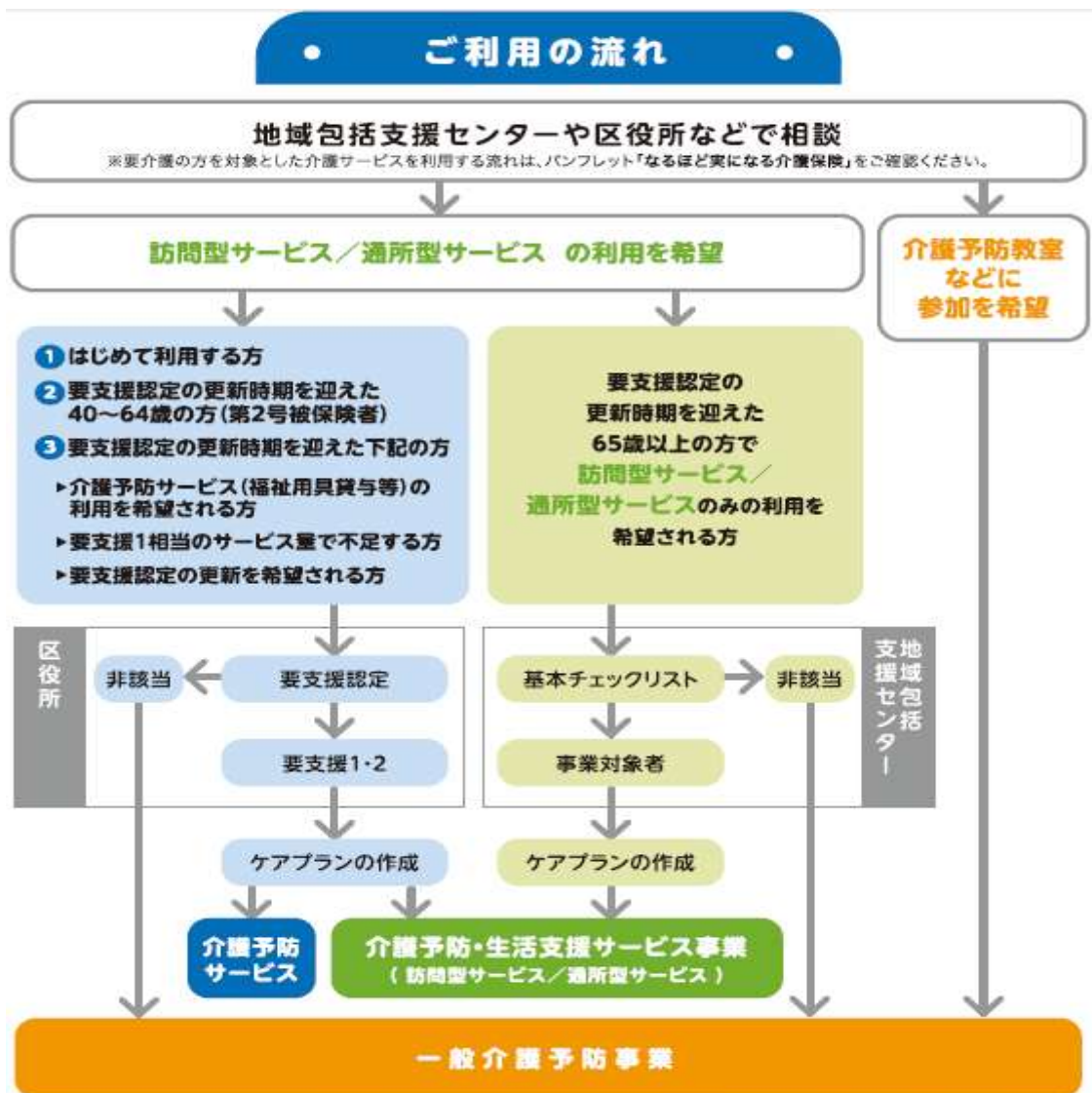
「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

平成29年4月より、要支援認定者に対しこれまで市町村が実施してきた「介護予防事業」は見直され、介護予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行されることとなりました。なお、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」以外のサービスは、そのまま予防給付に残ります。

総合事業は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「生活支援サービス」からなる「介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）」と、全ての高齢者を対象に住民主体の居場所づくりを充実させていく「一般介護予防事業」で構成されます。



※要介護(要支援)認定の結果、非該当となった方で基本チェックリストに該当し、地域包括支援センターによるアセスメントの結果、支援が必要と確認された場合は、介護予防・生活支援サービス事業の利用が可能です。

【訪問・通所型サービスの対象者】

(1) 対象者について

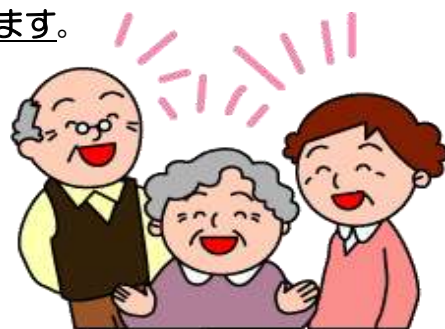
サービス事業のうち、訪問型サービスと通所サービスの対象者は、「要支援認定を受けている方」又は「要支援者に相当する状態の方」です。なお、「要支援者に相当する状態の方」は平成29年4月以降に要支援認定の更新を迎えた方で、札幌市が定める基本チェックリストにより要支援者に相当する状態と確認された方となります。

(2) 既に要支援認定を受けている方の訪問・通所型サービスへの移行時期について

・平成29年4月より前に要支援認定を受けている方→要支援認定期間満了日の翌日からとします（ただし、要支援認定の更新申請を行い、要支援認定を受けた方、札幌市が定める基本チェックリストにより対象者と確認された方に限る）。認定の有効期間終了日までは現行の予防給付によるサービスを利用することができます。

・平成29年4月以降に新規で要支援認定を受けた方→随時、訪問・通所型サービスの対象者となります。

(札幌市ホームページ、パンフレットより抜粋)



札幌市では、主に訪問型、通所型サービスは今まで介護保険で要支援対象者へ行っていたサービスを新制度へ移行する形で行っていきませんが、「一般介護予防事業」の中の一例として、「健康入浴」という、銭湯で65才以上のかたが気軽に参加でき、体操、リクリエーション、入浴などを行い、閉じこもりを防ぐ事業もあります。他にも元気なときから介護予防として利用できるサービスがあります。

次回以降は、「介護予防・生活支援サービス事業」や「一般介護予防事業」の詳しい内容や料金などについてご説明します

上記の内容について詳しくお知りになりたい方は、医療ソーシャルワーカー、お住まいの地区の地域包括支援センターや担当のケアマネジャーにご相談ください。

「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと…などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば…

- 「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」
- 「社会福祉制度や介護・施設のこと」
- その他「誰に相談してよいか分からないこと」…など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

(西岡病院 電話:011-853-8322 相談対応時間:月~金 9時~17時 土:9時~12時)

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー:岡村、横田、田附(たつき)